

令和6年1月23日

## 人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係	第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係
1 規則16—2第2条第1項 （同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき	1 規則16—2第2条第1項 （同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき

平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 地域手当 俸給の月額、(1)による額及び扶養手当の月額((4)による月額を含む。)の合計額に給与法第11条の3第2項第1号の1級地に係る支給割合((9)において「1級地支給割合」という。)を乗じて得た額

(6)・(7) (略)

(8) 在宅勤務等手当 在外公館に勤務した期間の初日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の初日における同日を含む給与法第12条の3第1項に規定する人事院規則で定める期間以上の期間の同項に規定する勤務を命ぜられた状況と補償法第4条第1項及び規則16—0第12条に規

平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 地域手当 俸給の月額、(1)による額及び扶養手当の月額((4)による月額を含む。)の合計額に給与法第11条の3第2項第1号の1級地に係る支給割合((8)において「1級地支給割合」という。)を乗じて得た額

(6)・(7) (略)

(新設)

定する平均給与額の算定期間  
内の各月の初日における状況  
が同様であるものとした場合  
に給与法の規定に基づき支給  
されることとなる在宅勤務等  
手当の月額

(9) (略)

2 (略)

(8) (略)

2 (略)

以 上